○南丹市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱

告示第32号 改正 平成18年10月18日告示第345号 平成19年5月1日告示第114号 平成24年3月23日告示第57号 平成26年2月25日告示第21号 平成29年10月6日告示第209号 平成30年9月3日告示第193号 令和3年9月6日告示第234号

平成18年1月1日

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定する建設工事をいう。)、測量等業務(南丹市測量等業務指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査資格に関する要綱(平成18年南丹市告示第34号)第1条に規定する測量業務及び物品・役務の提供(物品・役務等に関する競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査に関する要綱(平成18年南丹市告示第35号)第1条に規定する物品の買入れ及び役務の提供をいう。以下「工事等」という。)に係る指名競争入札の公正な執行と契約の適正な履行の確保を図るため、市が発注する工事等の指名競争入札に参加する者として必要な資格を有する者(以下「有資格業者」という。)に対する指名停止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

- 第2条 市長は、有資格業者が別表第1、別表第2又は別表第3の各号(以下「別表各号」 という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところ により期間を定め、当該有資格業者に対する指名停止を行うものとする。
- 2 市長又はその委任を受けて契約を締結する者(以下「契約担当者」という。)は、前項の規定により指名停止を行われた有資格業者を工事等の契約のために指名してはならない。

3 第1項の規定により指名停止を行われた有資格業者を現に指名しているときは、当 該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止 について責めを負うべき下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負 人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行 うものとする。
- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該 共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる 者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指 名停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定により指名停止を行われた有資格業者を構成 員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停 止を行うものとする。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合について準用する。 (指名停止期間の特例)
- 第4条 有資格業者が一の事案により別表第1又は別表第2の各号の措置要件の二以上 に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち最も長いものをもって 指名停止の期間とする。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止 の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2の各号に定める期間の2倍とする。ただし、 その期間は36箇月を超えないものとする。
 - (1) 別表第1又は別表第2の各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間 の満了後1箇年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1又は別表第2の各号の措 置要件に該当することとなった場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。)
 - (2) 別表第2第1号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第1号の措置要件に該当することとなった場合

- (3) 別表第2第2号又は第3号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第2号又は第3号の措置要件に該当することとなった場合
- 3 市長は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について情状酌量すべき特別の 事由があると認めるときは、指名停止の期間を別表第1又は別表第2の各号及び前2 項の規定による指名停止の期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について極めて悪質な事由があると認め、又は当該行為によって極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、 指名停止の期間を別表第1又は別表第2の各号並びに第1項及び第2項の規定による 指名停止の期間の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかになったときは別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間の満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかとなったときは別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ指名停止の期間を変更し、当初の指名停止期間を控除した期間について更に指名停止を行うことができる。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。
- 7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。 (指名停止の審査)
- 第5条 市長は、第2条第1項、第3条若しくは第4条第6項の規定により指名停止を行い、 同条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名 停止を解除しようとするときは、指名業者選考委員会の審査を経なければならない。 (指名停止の継承)

第6条 指名停止の期間中の有資格業者から入札参加資格を継承する者は、指名停止措置も継承するものとする。

(指名停止の通知)

- 第7条 市長は、第2条第1項、第3条若しくは第4条第6項の規定により指名停止を行い、 同条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名 停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 2 市長は、当該指名停止の事由が市の発注する工事等に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格業者から改善措置の報告を求めるものとする。

(一般競争入札の参加資格)

第8条 契約担当者は、指名停止がされてないことを、入札公告で示す入札参加者の資格とするものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、災害時の応急工事、物品等供給契約又は特殊技術を要する工事を発注する場合や特殊な物品等供給契約を行う場合その他特にやむをえない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市の発注する工事等を下請けし、又は受託することを承認してはならない。ただし、別表第3第1号(2)又は同号(3)の措置要件に該当した有資格業者については、この限りでない。

(情報の収集)

第11条 市長は、有資格業者に係る指名停止事由に関する情報の収集に努めるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 市長は、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合のほか、工事等を受注させることが適当でないと認められる有資格業者について、期間及び業種を定め入札に参加させないことができる。なお、参加させない場合は当該有資格業者に対し書面でその期間及び業種を通知するものとする。

- 2 市長は、有資格業者について指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。 (その他)
- 第13条 契約担当者は、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合のほか、工事等を 受注させるのが適当でないと認められる有資格業者について、指名業者選考委員会 の審査を経て、当該工事等の指名の対象から外すことができる。
- 2 市長は、別に定めるところにより、指名停止を行った有資格業者の商号又は名称、 指名停止期間及び理由等を公表するものとする。ただし、当該指名停止が別表第3 の措置要件に該当することを理由としたものであるときは、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱(平成15年園部町告示第90号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年10月18日告示第345号)

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年5月1日告示第114号)

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日告示第57号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月25日告示第21号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年10月6日告示第209号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月3日告示第193号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和3年9月6日告示第234号)

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(過失による粗雑工事等)	
1 工事等の実施に当たり、過失により工	当該認定をした日から
事等を粗雑にしたと認められるとき。	
(1) 会計検査院又は監査委員に文書で	
指摘されたとき。	
ア 市が発注する工事等のとき。	3箇月
イ 府内の他の工事等のとき。	2箇月
(2) (1)以外に掲げる場合のほか、市が発	
注する工事等において粗雑な履行を	
したと認められるとき。	
ア 粗雑の程度が極めて重大なとき。	3箇月
イ 粗雑の程度が重大なとき。	1箇月
(3) 市が発注する工事等において成績	1箇月
が著しく不良*1なとき。	
(契約違反)	
2 市が発注する工事等の実施に当たり、	当該認定をした日から
契約に違反するなど、工事等の契約の相	
手方として不適当であると認められると	
き。	
(1) 履行遅滞があったとき。	
ア 2箇月以上の履行遅滞	3箇月
イ 1箇月以上2箇月未満の履行遅滞	2箇月
(2) 工事の施工管理が不良で、再三指摘	

しても改善しないとき。	
	o <i>t</i> : □
	3箇月
イ 工程管理、資材管理又は労働管理	1箇月
不良	
(3) 正当な理由なく監督員又は検査員	1箇月
の指示に従わないとき。	
(安全管理措置の不適切により生じた公衆	
損害事故)	
3 工事等の実施に当たり、安全管理の措	当該認定をした日から
置が不適切であったため、公衆に死亡者	
若しくは負傷者※2を生じさせ、又は損害	
を与えたと認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、	
水害、その他重大な事故を生じさせた	
とき。	
ア 市が発注する工事等における事	6箇月
故	
イ 府内の他の工事等における事故	3箇月
ウ 府外の工事等における事故(多数	2 箇月
の死傷者を出すなど社会的及び経	
済的に著しく大きい損失を生じさ	
せたとき。)	
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与え	
たとき。	
ア 市が発注する工事等における事	3箇月
故	
イ 府内の他の工事等における事故	2箇月
(安全管理措置の不適切により生じた工事	

等関係者事故)	
4 工事等の実施に当たり、安全管理の措	当該認定をした日から
置が不適切であったため、工事等関係者	
に死亡者又は負傷者を生じさせたと認め	
られるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	
ア 市が発注する工事等における事	2箇月
故	
イ 府内の他の工事等における事故	1箇月
ウ 府外の工事等における事故(多数	1箇月
の死傷者を出すなど社会的及び経	
済的に著しく大きい損失を生じさ	
せたとき。)	
(2) 負傷者を生じさせたとき。	
ア 市が発注する工事等における事	1箇月
故	
イ 府内の他の工事等における事故	1箇月

備考 ※1 「成績が著しく不良」とは、工事成績評定点が50点未満の場合をいう。

※2 「負傷者」とは、治療180日以上の傷害又は完治の見込のない傷害を受けた者をいう。

別表第2(第2条、第4条関係)

不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 有資格業者等 ^{※1} が有資格業者の営業 ^{※2}	当該認定をした日から
に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送	
検又は起訴されたとき。	
(1) 市の職員に対する贈賄	36箇月

(2) 府内の他の公共機関*3の職員に対す	18箇月
る贈賄	
(3) 府外の公共機関の職員に対する贈賄	12箇月
(独占禁止法違反)	
2 有資格業者等が有資格業者の営業に関	当該認定をした日から
し、私的独占の禁止及び公正取引の確保	
に関する法律(昭和22年法律第54号。以下	
「独占禁止法」という。)第3条又は第8条	
第1項第1号の規定に違反し、工事等の契	
約の相手方として不適当であると認めら	
れるとき。 ^{※4}	
(1) 公正取引委員会から告発されたと	
き。	
ア 市の発注における違反	24箇月
イ 府内における違反	18箇月
ウ 府外における違反	12箇月
(2) 公正取引委員会から排除措置命令、	
課徴金納付命令又は違反の認定を受け	
たとき。	
ア 市の発注における違反	18箇月
イ 府内における違反	12箇月
	12箇月 9箇月
ウ 府外における違反 (談合等)	

又は独占禁止法第89条に規定する罪の容	
疑により逮捕、書類送検又は起訴された	
とき。	
(1) 市の発注における談合等	36箇月
(2) 府内における談合等	18箇月
(3) 府外における談合等	12箇月
(不正又は不誠実な行為)	
4 別表第1及び前各号に掲げる場合のほ	当該認定をした日から
か、有資格業者等が有資格業者等の業務**	
5に関して不正又は不誠実な行為をし、工	
事等の契約の相手方として不適当である	
と認められるとき。	
(1) 府内の他の公共機関において資格制	6箇月
限に該当したとき。	
(2) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又	
は起訴されたとき。	
ア 有資格業者である個人又は有資格	
業者である法人の役員が行った暴力	
行為	
(ア) 府内における暴力行為	9箇月
(イ) 府外における暴力行為	6箇月
イ アに規定する者以外が行った暴力	
行為	
(ア) 府内における暴力行為	6箇月
(イ) 府外における暴力行為	3箇月
(3) 脱税行為により逮捕、書類送検又は	3箇月
起訴されたとき。	

 (4) 業務関係法令、労働者使用関係法令	
及び環境保全関係法令※6に重大な違反	
※7をしたとき。	
	9年日
ア市が発注する工事等における違反	
イーその他の工事等における違反	1箇月
	1箇月
資格確認通知又は入札通知を受けた場	
合において、正当な理由なく入札に参	
加しなかったとき。	
(6) 市が発注する工事等の入札に際し、	2箇月
入札心得に違反※8し、又は正当な理由	
なく担当職員の指示に従わず、公正な	
入札の確保を妨げたとき。	
(7) 市が発注する工事等の入札に際し、	2箇月
低入札価格調査において指定する書類	
を期日までに提出しないなど、調査に	
協力しないとき。	
(8) 市が発注する工事等の入札に際し、	3箇月
落札した場合又は随意契約で見積書を	
採用された場合において、正当な理由	
なく契約を締結しなかったとき。	
(9) 市が発注する工事等に係る予定価格	18箇月
及び発注計画等において、非公表とさ	
れている情報を不正に入手しようとし	
たとき。	
(10) 市が発注する工事等の入札に際し、	1箇月
正当な理由なく事前に公表された予定	
価格を上回る入札をしたとき。	
	1

(11) 市が発注する工事等において、暴力	 1 笛月
団員による不当な行為の防止等に関す	
る法律(平成3年法律第77号)第2条第2	
号に規定する暴力団の関係者(以下「暴	
カ団関係者」という。)から不当な介入	
を受けたにもかかわらず、発注機関へ	
の報告を怠り、又は警察に届けなかっ	
たとき。	
(建設業法違反)	
5 有資格業者等が建設業法の規定に違反	当該認定をした日から
し、工事等の契約の相手方として不適当	
であると認められるとき。	
(1) 建設工事の施工に関して、建設業法	
に違反し、逮捕、書類送検又は起訴さ	
れたとき。((3)に掲げる場合を除く。)	
ア 市が発注する工事等における違反	9箇月
イ 府内の他の工事等における違反	6箇月
ウ 府外の工事等における違反	4箇月
(2) 建設工事の施工に関して、建設業法	
に違反し同法第28条又は第29条に規定	
する処分を受けたとき。((4)に掲げる場	
合を除く。)	
ア 市が発注する工事等における違反	6 箇月
イ 府内の他の工事等における違反	4箇月
ウ 近畿府県内の工事等における違反	3箇月
(3) 建設業許可申請書、経営事項審査申	
請書又はこれらの添付書類に虚偽の記	
載をし、逮捕、書類送検又は起訴され	

たとき。	
ア 府内業者※9が逮捕、書類送検又は	6箇月
起訴されたとき。	
イ 府外業者が逮捕、書類送検又は起	4箇月
訴されたとき。	
(4) 建設業許可申請書、経営事項審査申	
請書又はこれらの添付書類に虚偽の記	
載をし、建設業法第28条に規定する処	
分を受けたとき。	
ア 府内業者が処分を受けたとき。	4箇月
イ 府外業者が処分を受けたとき。	3箇月
(申請書等の虚偽記載)	
6 市が発注する工事等の入札に際し、競争	当該認定をした日から
参加資格確認申請書、競争参加資格確認	
資料、低入札価格調査資料その他の入札	
前後の調査資料に虚偽等の記載をし、工	
事等の契約の相手方として不適当である	
と認められるとき。	
(1) 工事等実績、技術者資格に係る虚偽	6箇月
等入札参加資格の成否にかかわる重大	
なとき。	
(2) (3)に掲げる場合のほか入札参加資	3箇月
格の成否にかかわらないとき。	
(3) 個人の資格に係る虚偽等で有資格業	1箇月
者の故意が認められないが、監督責任	
を問うことが適当と認められるとき。	
(暴力団関係者)	
7 有資格業者等が、次のいずれかに該当	当該認定をした日から

し、工事等の契約の相手方として不適当	
であると認められるとき。	
(1) 暴力団関係者であると認められると	24箇月を経過し、かつ、改善されたと認め
き。	られる日まで
(2) 不正に財産上の利益を得るため又は	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認め
債務の履行を強要するために、暴力団	られる日まで
関係者を使用したと認められるとき。	
(3) いかなる名義をもってするかを問わ	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認め
ず、暴力団関係者に対して、金銭、物	られる日まで
品その他の財産上の利益を不当に与え	
たと認められるとき。	
(4) 暴力団関係者と社会的に非難される	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認め
べき関係を有しているとき。	られる日まで
(5) 暴力団関係者であると知りながら、	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認め
これを不当に利用するなどしていると	られる日まで
き(暴力団関係者から脅迫を受けたこと	
により行ったときを除く。)。	
(契約違反)	
8 市が発注する工事等の実施に当たり、契	当該認定をした日から
約に違反するなど、工事等の契約の相手	
方として不適当であると認められると	
き。	
(1) 正当な理由なく、履行しなかったと	
き。	
ア 契約の全部不履行	6箇月
イ 契約の一部不履行(契約相手側から	
の申出により変更契約を締結したと	
きを含む。)	

1
3箇月
3箇月
2箇月
3箇月
2 箇月
2箇月
当該認定をした日から3箇月
当該認定をした日から3箇月
-

備考 ※1 「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人又は 有資格業者である法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準

- ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められるものを含む。)若しく はその使用人をいう。
- ※2 「営業」とは、個人の私生活上の行為以外で有資格業者が行っている営業全般をいう。
- ※3 「公共機関」とは、贈収賄罪が成立する全ての機関(国の機関、地方公共団体、公社等)をいう。
- ※4 独占禁止法違反を行った有資格業者に、違反後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、当該有資格業者の営業を承継した者の営業が、当該有資格業者の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、第12条を適用する。
- ※5 「業務」とは、建設業法上の建設工事、測量等業務及びこれらに付随する業務をいう。
- ※6 「業務関係法令」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)等をいう。 また「労働者使用関係法令」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)、 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等をいう。また「環境保全関係法 令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、 騒音規制法(昭和43年法律第98号)等をいう。
- ※7 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕、書類送検、起訴された とき、監督官庁から処分を受けたとき又は市の所管業務において告発さ れたとき等をいう。
- ※8 「入札心得に違反」とは、南丹市競争入札心得第9条各項、第11条第3 号、第5号、第6号及び第13号の違反をいう。
- ※9 「府内業者」とは、京都府の区域内に主たる営業所を有する者で建設業 法に基づき国土交通大臣又は京都府知事の許可を受けている者をいう。
- ※10 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。
- ※11 「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき、専務取締役以上の肩書を付した役員を含む。)とする。

※12 禁錮以上の刑に当たる犯罪が、営業に関しないものであることにより 別表第2第10号を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為 が営業に関するものである場合に、別表第1及び前各号に基づき措置する 期間を限度とする。

別表第3(第2条関係)

経営状況に基づく措置基準

措置要件	期間
(経営状況)	
1 金融機関から取引停止になったときな	当該認定をした日から
どにより、工事等の契約の相手方として	
不適当であると認められるとき。	
(1) 金融機関から取引停止となったと	取引再開まで
き。	
(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)	更生手続の開始決定後、入札参加資格の
に基づく更生手続開始の申立をしたと	再認定があったときまで
き。	
(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)	再生計画の認可決定後、入札参加資格の
に基づく再生手続開始の申立をしたと	再認定があったときまで
き。	
(4) 破産法(平成16年法律第75号)による	
破産手続開始の申立をしたとき又は破	
産手続開始の決定を受けたとき。	